

## 第 2 回北見市男女共同参画審議会会議録（要旨）

日時 平成 17 年 10 月 5 日（水）

18：30～

場所 入札室（市役所別館 1 階）

出席者 新谷会長、小田副会長、兼平委員、小池委員、徳田委員、徳本委員  
橋場委員、早坂委員、平野委員、吉谷委員、（天野委員、渋野委員は欠席）

事務局 山崎市民環境部次長、小原市民活動課長、佐藤市民活動課担当

### 1．開会（市民活動課長）

資料の説明（事務局より送付資料と当日資料の確認）

### 2．全体スケジュール

#### 会長

レジメに沿って進めていきたいと思えます。

内容に入る前に前回の会議録を送付されたと思えますが、これにつきましてよろしいかどうか伺いたいと思えます。

大体こんな感じのものを毎回ホームページに載せる形になると思えます。特にご異論なければこの通りということによろしいでしょうか。

それでは今日の内容ですが、まずレジメの 2 の全体スケジュールについてですが、お手元の資料にスケジュール案があると思えますが、これは私と副会長、事務局と事前に検討して提案するものです。

簡単にご説明させていただきますと、まず日時ですが、来年の 2 月まで全部で 6 回の審議会という予定と、それから各回ごとの検討テーマ、これは従来の男女共同参画プランきたみの推進課題が大きく 4 本設定しておりまして、さらに大項目、中項目というふうに分かれています、それを参考にしながら新しい条例も勘案いたしまして再編成してみたものです。

再編成にあたりましては、もう少し具体的な言葉を使ってみたということと、基本法制定以来 5 年経っておりますので、5 年間の時代の流れに即して新しい問題等も取り入れてみようと考えてみました。

それぞれ第 1 回から第 5 回まで考えてみたのですが、意見書の中にもありましたが、ちょっとわかりにくいというところもあろうかと思えます。

また、議論しながら幾らでも変更可能なところかと思うんですけども、いかがでしょうか。

検討のテーマについてご意見をいただきたいのですが、この検討テーマは、従来のプランの一番大きな項目、推進課題にそれぞれ相当する位置づけでご理解いただきたいと思えます。

個別に見ていきますと今日の第 1 回目ですが、「政策・方針決定の場における男女共同

参画の拡大」これは従来「あらゆる分野への男女共同参画」という言葉になっていたのですが、そこをもう少し具体的に表現してみました。

それから2回目の「家庭生活と学校・職場・地域生活の両立支援」という形ですけれども、平野委員の意見書でちょっとわかりづらいという意見もありました。

このテーマは、条例作りの時に議論した点でもありますが、職場と家庭生活の両立というのはよく言われることですが、特別に北見市においては学校というものを入れました。

この学校というのは小中学校、高校までのイメージです。

それと家庭生活と両立させるというのは、もう少し教育というものを学校の場に父親、母親が関わられるような背景を作ってはどうかということです。

### **B委員**

わからなかったのは、子どもがターゲットなのかそれとも親なのかということです。

家庭生活と学校の両立というと、子どもが家庭生活と学校の両立、小中高校生が家庭における男女関係とか学校における男女関係の参画を問題としているのかと思いましたが、条例をみますとそうではなく小中高校生の親という意味であることが理解でき、であれば文言の話なんですけど生活を活動にすれば、学校活動となれば、親が家庭生活を学校活動ということで言えば重要だなと解釈しました。文言の指摘をさせていただきました。

### **会長**

おっしゃるとおり父親が会社の仕事が忙しくて子どもの教育を顧みないということがよく言われてますけれども、そういうことがないようにということです。

### **C委員**

通常私は労務管理なんかでは労働生活、家庭生活、地域生活がありまして、あまりにも労働生活に父親は偏重しすぎている。この3つのバランスをとるということですね。強いて独立させる必要性があるのでしょうか。

独立して付けていることで今みたいな表現上わかりにくくなっているのではないか。

### **会長**

子どもの教育というので何かうまい表現がないでしょうか。家庭生活と地域生活の両立というのはイメージしやすいと思うのですが。

### **A委員**

労働生活と地域生活の両立、労働生活と家庭生活の両立はイメージしやすいのですが、地域生活と家庭生活の両立というのはちょっとイメージしにくいのでは。

現状の問題点は、労働とその他とのバランスがなかなか取りづらいということだと思いますので、対象とされる項目が違うかなと思います。

### **C委員**

文脈からは職場生活及び労働生活が先頭に立ち、それと家庭生活等がでてくるのでは。

## 会長

あえて条例は逆にしたんです。家庭生活を社会生活の中心において、家庭と職場、家庭と学校、家庭と地域という形で条例作りの時考えていました。

## A委員

一般的に労働生活のために地域にも家庭にも参加できないというのが今の日本の課題ではないでしょうか。

## 会長

条例の基本理念としては、社会の基礎としての家庭生活を大事にしようと、それを基本に学校、職場、地域を考えようという発想だったんです。

ですけど今おっしゃったように、一般的には仕事と家庭、地域というふうに考えるんですけど、あくまで理念、推進課題ですので具体的な施策や取り組みのところで織り込むことは可能だと思います。

3回目が「農山漁村における男女共同参画の確立」これは新しい提案です。合併を睨んで、これを一つたててみました。

これをたてることによって一つ現行プランよりも推進課題が一つ増えています。

第4回が「男女が健康で豊かに暮らせる体制づくり」ということで家庭内暴力ですとか、女性の健康の問題などがここに入ってくると考えています。

最後に「男女平等を推進する教育・学習の充実」これは、学校教育や社会教育も含みます。

また、国際交流ということも諸外国の動向を充分把握していくつもりであげております。どうでしょうか全体的に何かありますでしょうか。

## B委員

しつこく第3回のテーマのところですが、文言の話といたのですが、条例は何も違和感がなかったのですが、これに違和感があったというのは、この生活という文言です。

家庭生活、学校生活というと子どもになると思います。

親となるのは理解しにくいです。

条例の場合は学校活動、職場活動、地域活動となっているので、親が学校活動、職場活動、地域活動との両立と家庭との両立を考えると違和感がないです。

これを生活にしてしまうと家庭生活と学校生活、親が学校生活というのはちょっと違うと思います。

## 会長

条例は子育て、家族の介護、その他という枕詞がついているのでイメージしやすいと思うのですが、わかりましたその辺はどうでしょうか。

### **C委員**

削除した方がすっきりすると思います。

どうしても学校に固執するのであれば学校運営の参画等を含む社会生活のいい形がいいのでは。

### **会長**

学校という言葉は削除できません。

条例の条文に出てきますので。

表現を変えていきたい。

### **B委員**

生活を活動に直せばいいのでは。

### **会長**

家庭生活と学校、職場、地域活動ですね。

学校や教育を大事にしましょうというのが北見の条例の特徴です。

### **A委員**

教育を大事にするというのは第5回検討テーマには意味が含まれていないということですか。

### **会長**

そうです。ここでは、両立ですから、第5回目に教育そのもののあり方をいれています。

ここでは、両立支援なんですね。

今言ったように、典型的には父親が固定的な男女の役割で子どもの教育は母親に任ずるかそういうことがないようにということです。

そのためには、学校の参観日なんかは会社を休みやすくするとか、そういった具体的な役割がでてくると思うのですが。

### **A委員**

そうすると、家庭生活や学校活動、職場活動、地域活動との両立支援ということになるのですね。

### **D委員**

一番すっきりしますよね。条例は、まず家庭生活を軸足において学校との両立、職場との両立、地域との両立ということですから、生活を活動に直した方がいいと思います。

### **会長**

条例も活動となっていますね。でも学校活動というかな。

#### **D委員**

P T A活動とはいいますね  
職場活動もちょっと違うような。

#### **会長**

学校、職場、地域などの活動と条例ではなどがついていますので、そういった様々な活動という意味です。

とりあえず、生活を活動に直すことにします。他特にご異論がなければ先に進めたいと思います。

#### **E委員**

学校活動、学校教育活動、職場活動などいろいろありますが、ちょっと置いて先に進みましょう。

#### **会長**

言葉は条例に則して生活ではなく活動ということで変えていこうと思います。

また、次回以降内容も含めて議論しましょう。

全体スケジュールについてこの辺でよろしいでしょうか。

#### **E委員**

第3回検討テーマのところでは新設とありますが、具体的にどういうことをイメージしたらいいのでしょうか。

#### **会長**

よく言われているのが農業という仕事の性質上、嫁の地位が低く、仕事はきつくそのわりに報われないという状況がしばしば指摘されますが、一つは農業における女性の地位の向上等の問題です。

山村漁村も同じだと思いますが、もう少し農業、漁業の政策決定や意思決定の場に女性が参加してもらおうというイメージです。

#### **B委員**

これは、現行プラン の2「農業・自営業における女性の働く環境の整備」に対応すると理解しました。

#### **会長**

そうですね、それを新しく推進課題としてワンランク上げました。

#### **B委員**

3町が合併することも考慮してということですね。

この5つのテーマは、具体性に富んでいいと思うのですが、現行プランの大項目と中

項目を整理されていると思いますが、最初の推進課題にあたる部分、もしくは大前提にあたる部分はどのようになるのでしょうか。

**会長**

ここにあげたテーマが推進課題、大項目の一番大きな課題として出したつもりなんです。このテーマの検討を進めていくうえで、さらに具体的な枝分かれが出てくると思います。

**B委員**

基本といいますか、前提にあるものというのはどうなるんでしょう。前書きのあたりに出てくるのかなと思いましたが。

**会長**

北海道の基本計画は策定の趣旨ですとか、ずいぶん長い前書きがついているみたいですね。

**B委員**

こういう感じにならないのでしょうか。

**会長**

最終的に基本計画を作り上げる時は、そういうものも必要になってくると思います。

**B委員**

基本的にジェンダー意識を改革するという文言が欲しいなと思っていたものですから

**会長**

ある意味第1回検討テーマが全体を照らす総論部分になると思います。

第1回の検討テーマは、現行プランの推進課題の下にあげられている大項目としてあげられているところですが、これを推進課題に格上げしています。

というのは従来のプランの推進課題 「あらゆる分野への男女共同参画」となっていますが、これは現時点では抽象的すぎるのではないかと思います。

「あらゆる分野への男女共同参画」は既に当たり前のこととなっています。

それをもう少し具体的に「政策・方針決定の場合の参画の拡大」と考えたのが今日のテーマの中心です。

これが全体の総論部分として、内容的にはあらゆる分野への参画拡大となると思います。

これから何回か議論を進めていく中で表現含めてまた変更も出てくるかもしれませんが、その時は柔軟に考えて検討していきたいと考えています。

これは完全なものではございませんので。

ではスケジュールとしてはこの辺でよろしいでしょうか。

### 3. 第1回検討テーマについて

#### 会長

それではレジメ3の第1回検討テーマについてを具体的に入っていきたいと思うんですが、今申し上げましたように「政策・方針決定の場における男女共同参画の拡大」というのは非常に大きなテーマでもあります。

みなさんにご意見出していただきましたが、改めて出していただいた方のご自身からもう一度補足説明していただきたいと思います。

最初に私からですが、「政策・方針決定の場における男女共同参画の拡大」というテーマは公務員の世界と民間の世界と大きく2つ分けることができると思います。

特に一般的に問題となるのは、公務員の方では当審議会も含めまして市の審議会委員会の女性参画率ですが、また女性管理職の登用までという事も問題となっているわけですが、民間企業でも女性管理職それから女性役員の数そういったものが問題となってくると思います。

私の意見は、他の方も指摘されていますが、委員会によって女性参画率に偏りがあるので、まずそれをなくすということです。

それから数値目標としましては現行プランの中でもそうですし、また国の目標もそうなんですけど参画率30%、しかしこれからは30%以上を数値目標を立ててはどうか、具体的な数値はあげる必要はないと思いますが、それ以上を目指すということを出してはどうかと思いました。

また農業委員会などの特定の分野では、やはり参画率が低いということです。

またこれからは単に女性委員を増やすだけでなく会長、副会長といったポストにもどんどん参加してもらうべきではないかと思います。

このように民間企業においても会社の中で女性の役員、管理職を増やしていく必要があります。

またそのために具体的な取り組みとしては、行政がもっと助言、アドバイスをを行い男女共同参画の趣旨を広げていく必要があると思います。

それから企業への表彰制度ですが、これは国でも似たようなことを行っています。

こういう取り組みがあれば、モチベーションも少しは高まるかなと思いました。

私からは以上です。

それでは順番に補足していただけますか。

#### F委員

はい、たくさん資料をいただきましてざっと目は通したのですが、まず最初にいろいろな事業をまとめられたものを見まして、いろんな事業を行っていますが、それが男女共同参画の視点からとらえるとこのような感じになり、把握されているということで評価すべきだなと感じました。

次に職員の女性登用状況につきましては、ほんとにまだこれだけなんだなということでこれからに期待したいと思います。

また審議会等の登用につきましては、職務指定が障壁となっているということがありましたが、とてもそれだけではないのではという印象を受けましたので他にどういったことが

考えられるのか知りたいと思っています。

それから今回の検討テーマというより次回以降のテーマに関わっていくことかなと思いましたが、人材発掘とか全体的に男女共同参画プランという動きをまだまだ市民に伝わっていないという印象を受けました。

もっともっと広報活動を行う必要があると思いました。

私の職場でも同僚に男女共同参画という動きを知っていますかと聞きましたら耳にしたことがあるという人もいれば、そんなのあるんですかという声もありました。

#### **会長**

どうもありがとうございました

#### **G委員**

内閣府が出している資料の中でM字曲線というのが非常に気になりまして、やはり一度リタイヤしてしまうとなかなか現場復帰は難しいというところに問題点があるのではないかと思います。

結婚、出産、育児があり、女性が育児をしなければいけないという形になってしまいうところに問題があると思います。

北見市の育児休暇制度を取得されている人、女性は取得されているが男性はいないと聞いております。

市役所の管理職の方々にも、もしこういったことを言われたら快くというよりは、まず取って見ないかというように、勧めるくらいの積極的な姿勢で取り組んでいただきたいと思います。

また女性登用率を増やすということには、今の状態を維持して昨日今日ではなかなか進められないことでも数多く出すことで、それが普通になってくることが世の中にくたくさんありますのでそういった点を考慮していただければと考えております。

#### **会長**

はいありがとうございました。

#### **E委員**

一通り目を通したのですけれども、北見市の現在と新しい北見の形というのはどんなになっているんだろう。その中における、はたして北見の男女共同参画の進み方とかどうなっていくのかな。それから北見市の今この母体というのはちょっと語弊があるかもしれませんが、もちろん3町を含めた中で共同参画に対する意識とか、参画に対する考え方がどうなのかなと、今までいろいろと実態調査なり意識調査なりなされたんですけど、そんなことを考えてみました。

これが一つとそれから中間答申2月に提出するわけなんですけれども、どんな形でより具体性をもつということが、歩く方向として大変大事になってくるのではと思います。

そこで、それぞれのテーマの拡大だとか支援だとか確立だとか体制づくり、そのためにはということが中項目だったり、小項目だったりといえることでより具体化され実態に即



した市民ひとりひとりが要望するあるいは管理職がバックアップすることがすばらしいことであろうなと思います。

#### **会長**

はいありがとうございました。

#### **B委員**

私の意見はさっきお話しをして解決しましたが、他に審議会における女性委員の登用というのは、資料を見ても30%に近づきつつあり成果が上がっていると思います。

しかしこの審議会の委員というのは短期ですし、その時の状況によって選べるようですので、ある程度手の付けやすい部分であると思いますので、まだまだ50%くらい簡単なことだと思います。

さて、北見市の職員の女性登用率はびっくり唖然、言葉を失いました。

管理職の率です。

2.4%とはどういうことですかこれは。

市役所の方は出産とかで辞めるとかはないと思いますので、女性職員を育てていないのでは、すいません職員の方がいる前で。

#### **G委員**

市役所は採用試験があっても、昇進試験はないので、あくまでの上司の評価であるとかそういうことで決まってしまうのではないのですか。

昇進試験は、道でも札幌市でもありますよね。そういうのが一切無いというのが問題ではないでしょうか。

実力というか本当の評価ができていない。

あと前例がないとなかなかできないのでは。

#### **A委員**

この率をみた時に女性だけの職場もカウントされているのでしょうか。

例えば、保育士さんは市立保育園にいて園長は係長ですか。それも人数にはいっているのですか。

#### **事務局**

それは、入っています。

ただ右の方に係長職がありますが、これは14.7%占めています。

だんだんとそういう傾向が管理職にもシフトしていき、そういったことでも育っていったらということにも繋がっていくと思います。

課長だけを見ますと驚かれると思いますが、係長職のところも含めて段階的に上がっておりますのでご理解していただきたいと思います。

## B委員

でも21世紀になってこの率はちょっと遅い気がします。

## 会長

条例づくりの時にも出たんですけど、我々が話をしていることは一番変わりづらいことでもあるんですよ。

がらっと変わるかという、なかなかそうではない日本社会全体の問題ですからね。非常に難しいです。

## D委員

私は、これは北見市役所を攻めてもだめだと思うんです。

少子化対策で育児休暇とってもいいんだぞと言っている霞ヶ関の省庁の役人でさえ自分ではほとんど取らない、たぶん昇進のことなども関係していると思いますが、旗振り役の省庁の役人でさえ取らないんだということがありますので、これは道は遠いなというのが感想です。

それと市のホームページを開いたら男女共同参画を推進していくための具体的な取り組みを進めていますといっていますが、言葉どおり実行してもらわないと、女性の管理職が127人の内3人というのは、やっぱり私は男女共同参画というのは難しいなと思いました。

そして、市の責務、市民の責務、業者の責務、教育関係者の責務と横並びにしているようですが、結局、市が旗振り役をすると事業者の責務が先になってしまうんですね。

民間企業といえば小さな企業もあるし、10人未満20人未満や30人以上の会社といえば大きな企業ですよ。

それだって最近是不景気だから女子事務員は3人のところ1人になるとか、1人のために産休要員でもう一人雇うというのは難しいと思います。

それよりも民間団体等に、私は商工会議所ですからその商工会議所の副会頭は女性にしましょうというような働きかけをしてもらえればものすごく変わると思います。

それから商工会議所の役員の半分、少なくとも30%は女性にしましょうと働きかけてもらい、そして段階的に企業も変わっていくと思いますから旗振り役が先にやらないと何も変わらないと思いました。

## 会長

どうもありがとうございました。政策・方針決定の場におけるという意味は会社とか役所だけではなくて当然いろんな団体の場も含まれます。

それでは発言されていない方で今までのお話を聞いて感想等どなたでも結構ですので何かございましたらお願いしたいと思います。

## H委員

審議会等に私も何度か出させてもらっているのですが、やはり女性の数は少ないなとい

うのが実感です。登用する側の問題もあるのかもしれませんが、もう少し女性の人材の把握だとかをやっていかなきゃならないだろうなと思います。

会社の方は、うちの会社もそうなんですが、ぎりぎりの人数でやっていますので育児休業実際取れるかと言えば、そのために他の人を入れて、逆に休んだ人が戻ってきたら、この人はどうするんだとかいろんな話になってきますのでなかなか難しいのではというのが感想です。

やっぱり育児は女性がしなければならぬとか、そういう根本的な固定観念みたいなものをどっかで変えていかないと変わっていかないのではと思います。

#### 会長

ありがとうございます。

#### C委員

はい、もう少し資料の充実というのが必要だと思います。

というのは、例えば北見市職員の女性登用率なんかは、推移を見れば少なくとも後退はしていません。

ただ、相対的な評価というのが必要だと思います。

他の市町村や同レベルの市町村についてはどうなのか、あるいは道と比較してどうなのか、そういった相対評価のできる資料をそろえないことには完全に把握することは難しいと思います。

と同時に素朴な疑問なんですけど例えば北見市議会議員の男女比率だとか民間企業に関しての客観的事実を知りたい、それをふまえて協議をしたい思います。

感想としては、みなさん厳しく指摘されていましたが、圧倒的に管理職の女性登用率は低いのですが、ただこれは北見市役所に限らず内閣府なんかの資料を見ても、1.5%とここで北見市役所の方々を責めるのはちょっと酷なのかなという気がします。

#### 会長

はい、ありがとうございます。今日提出していただいた資料で北海道の審議会の女性登用率も出ておりまして、24.8%ですかこれに比べれば北見市は数字だけは上になっています。

この点どうですか橋場委員の感想は北海道と比べてみてということですが。

#### C委員

こういう率を使った場合、規模が小さいと一人二人違えば数値は変わってしまいますので、その比率だけではなくて人数の方も見て比較をしなければ判断はできないと思います。少なくとも数字の上では後退はしていないのでこの点は評価したい気はします。

#### 会長

はい、ありがとうございます。

### **A委員**

同じ程度の他の市はどうなんだろうというのが疑問に思いました。

市職員の男女比率をみますと市の行っている仕事の中には管理職や部下は女性ばかりというところもあると思いますが、そういうところを入れてしまうとそれでいいのかなともっと整理した方がいいのかなと思いました。

あとは民間団体等の働きかけということで、現状ではこう啓発していてこれからどうしていくのか資料を見てもわからないので、講師なり意見交換なりそういう人が来てお話ししてくれればうれしいなと思います。

### **会長**

はい、市の啓発活動とか広報ですか。

### **A委員**

そういうところも含めているんですね今回のテーマは。

### **会長**

含まれます。最終的には最後のテーマになると思いますが一つ一つテーマについても市の関与の度合いというのも問題になってくると思います。

### **A委員**

ここでも例えば農村部での、農業関係団体への働きかけも今回話をしてもいいのでしょうか。

### **会長**

今回は、総論部分ですのでここで話しても問題ないと思います。

他の方のご意見も市がどのようなことをやってきたのかというのがあったように思いますが、男女共同参画週間の活動などは事務局から何かありますか。

### **事務局**

はい、男女共同参画週間ということで男女共同参画社会基本法が公布されたのが平成11年6月23日、これにちなんで平成13年度から毎年6月23日から29日まで「男女共同参画週間」としており、重点的に啓発等を取り組みましょうということで実施しております。

北見市での取り組みと申しますと毎年内閣府よりこの時期の前にポスターやチラシが啓発用に送られてきますのでこういったものを関係機関へ配布しております。

また、内閣府が行っている事業にも協力しております。

平成15年度には芸術文化ホールで参画週間にあわせて北九州市からパネルを借りまして「お母さんが語る女子差別撤廃条約」と題しましてパネル展を開催しております。

## 会長

はい、ありがとうございます。

## 副会長

はい、私は平成11年の現行のプランづくりから参加していたんですが、現行プランを作る時に、この委員会の女性登用率が何年くらい後で3割に達するだろうかとみんなで話しました。

当時は2割くらいでした。

委員会・審議会についてはプランではっきりとした数字を出したので、行政側としては努力をしているのではと思いますが、女性職員の管理職という面では、係長職というのやはり保育関係の方が多いいということも聞いております。

逆に民間だと役職はないんですけど私たち中小企業だと本当に奥さんも参加していて意見として役職はなくてもすごく夫とコミュニケーションの中で小さいなりに反映される事があると思うんですね。

やっぱり行政の中では役付がなければそういう機会がないかと思しますのでこれから変わっていただきたい部分だと思います。

それと現行プランの提言をした際に、北見に条例ができるといいねということになってました。条例まで進みましたが、函館なんかは専門部署があるんですね北海道の中だけでは函館だけですか。

## 事務局

いえ、全部把握はしていないのですが旭川ですとか何市かは担当課を設置しております。

## 副会長

ぜひ北見市も専門部署をつくっていただきたいというのが、最初から関わっていたものの希望です。

現行プランを作っている時も大項目、中項目、小項目ありますが、もっと強い文言でとかいろいろ意見があったのですが、徐々には変わっていったというのが次の推進委員会の意見だったんです。

推進事業の実施状況調というのは推進会議のときいただいたのですが、全部の課で横並びというのではなくて、縦割りで仕事をするとやはり専門部署のところがないとこの男女共同参画という事に対しての市民への働きかけがなかなかされないと思いますので、是非とも専門の課を設置して欲しいと思います。

## 事務局

男女共同参画担当というものがおりますけれども、おっしゃるとおり例えば課を設置するという事はこれからの課題とさせていただきます。

## 会長

はい、どうもありがとうございました。それではお時間もだいぶ進んできましたので

自由討論ということで今までの出されたご意見を踏まえて自由に議論していただきたいと思います。

それを、私と副会長の方でまとめてみようと思います。

今までのご意見でも基本的方向性と具体的な取り組み何点か既に出されているのではないかと思います。残された時間で更に討論を高めてみたいと思いますがいかがですか。どなたからでも自由に発言していただければと思いますが。

#### **B委員**

審議会の女性の登用率というのは数値目標を出して近づいたという成果なんですねこれは。

一番目に見える形で大きいのではないですかこれは。

市の場合ですけど。

#### **会長**

審議会・委員会女性登用率30%以上を目指すという私の提案についてはいかがですか。

現行プランでは30%が目標だったんですけども、これを超えるようにしたいと思いました。

#### **D委員**

乱暴な言い方かもしれませんが、人材の育成だとか女性の管理職の育成、育成なんて考えたらだめだと思います。

まずそのポジションを与えてたら、力のある人は勝手に成長していくと思います。

まず機会を与えることが大事だと思います。

だめな人は男でも女でもだめだと思います。

#### **A委員**

女性登用率に関して、例えばこういう仕事の資格を持っている女性が少ないからそういう団体は登用率が少ないだとかその他何か原因があるのか。

#### **事務局**

確かに資格ですとかいわゆる宛職による審議会等は、なかなか伸び悩んでいる部分もあります。

それ以外にも例えば我々も依頼をする時に各団体へ推薦依頼をするわけですが、なかなかその時に女性の名前が出てこない事が多いです。

そういう声を他の部局からも聞いておりますので、そういう団体に所属している方の意識改革というのでもこういう登用率につながっている気がしております。

#### **会長**

女性をお願いしますとは言えないのですか。

## 事務局

そうですね。団体によっては無理なところもございますので。

関連して審議会の登用をお願いする時には、必ず私たちのところにもこういう形をお願いしますよという情報をいただいております。

そうするとどのくらいの比率になっているか把握しております。

それと、分析をしてみますと現在登用率は28%くらいですが、実は北見市の各種審議会委員の女性の方々が固定化している部分もあり、いろいろな方が入っているのではなくどうしても同じ人が何個かに掛け持ちしている実態もあります。

## 会長

委員の固定化というのは女性に限らず男性にもそういう傾向がありますが、男女含めていろいろな方がこういう場に参加できればいいのですけれど。

それと、私からいいでしょうか、先ほど民間企業が非常に難しいのではないかという話がありましたけれども、この点についてはどうですか。

## C委員

まず、その前に民間事業所にどれほどの管理職の数があるのか全くわからない。

## G委員

資料の中に女性役職者の割合がありました。

市役所より多かったですよ。

## C委員

これ数字の方も把握していますか。何人だとか。

## 事務局

いえ、担当が農林商工部ですので細かいところまでは把握しておりません。

## H委員

社長の奥さんが役員をしている場合も多いですからね。

## C委員

事業所規模別のデータも欲しいです。

## 会長

私のイメージとしては、民間企業の女性参画というと、何年も同じ仕事を女性がして勤務年数は長いけどなかなか昇進しない、そういう仕組みです。

でもおそらくその女性は能力としては会社のことを大体よくわかっていて、本当はすごい能力を持っているかもしれない。

そういう人が適材適所に管理職に就いていないというところが多いのではと思います。  
そうではいけないので、やはりそういう人を経営者だとかが積極的に重要な役割与えていくということが必要だと思います。

### **C委員**

事業所規模にもよりますが、これからは誰かに指定されるから女性を登用するのではなくて有効な人的資源として活躍していかないとやっていけないと思います。

そういったことでは、北見ではわかりませんがパートとして採用された方にも店長レベルの仕事を任すだとかそういう先進的な取り組みを行っている事業所はあると思います。

そういった取り組みが北見市の事業所はどれくらい行っているか、個人的にも非常に興味深いので事業者レベルでのデータを提示していただければよりよい話し合いが出来ると思います。

それとデータにこだわりますが、それ以外にこういうデータがあればより立体的に北見の実態がわかるかなと思いますが、一つの指標として弁護士であるとか医師であるとか会計士とかそういった資格従事者における女性比率はどれくらいなのか、これも面白い資料になると思いますし、小中高校の校長、教頭職の女性比率はどれくらいなのか。

あと、地方議会における女性比率ですとか、正直なところ審議会とか市役所レベルでの数字しかここには資料がないので、イメージが私としては出来かねます。

以後こういったデータを継続して収集するというのは、間違いなくより深い議論をする有効なたたき台になると思いますので、今後の課題としてお願いしたいと思います。

### **会長**

全国・全道レベルでは随時データが出されていますが、北見市の対応するデータがあるかといえば見たことはないので、これは今後の課題としてお願いします。

### **A委員**

北見市の例えば小学校の管理職ですとか、保育士関係の管理職ですとかを除いて、管理職や部下が女性のところを除いて女性管理職がどれくらいだとかをだしてもらえるとすごく実感できると思うのですが、

### **会長**

それは女性職場を除いたという意味ですか

### **A委員**

そうですね。

### **事務局**

市の職員で女性の職場の管理職はどのくらいということですか。

管理職につきましては、3名とも女性の職場ではありません。



### **C委員**

先ほど数値目標を掲げて取り組まれているのですが、例えばよく私が授業で取り上げるのですが、女性ならではの思いついたヒット商品の話をしてみても、これは女性の視点でないと思いつかなかっただろうなという、ちょっとメーカーは忘れましたが薄型テレビがありまして、テレビの下は掃除しにくいですよ、ちょっと動かせるテレビというのがあったらという、それは女性社員のアイデアで商品化につながったんですね。

こういった大企業レベルの話を北見の事業者に話をしてもものってこないかもしれませんが、そういったことが北見も探すとあるんじゃないかと思います。

何か女性の登用に前向きになれるエピソード的な話を織り込んだ上で数値目標を定めて啓蒙していくというような2段階の方法もあるのかなと思いました。

### **会長**

そういった女性の持つ潜在的な能力を活かせるような企業があればどんどん紹介していくことですね。先ほどの私の表彰制度に近いようなものがあると思います。

### **A委員**

家庭生活と職場活動と両立が次回になるので今回は職場というのはどの辺まででしょうか。

### **会長**

意思決定への参画についてですね。

### **D委員**

役所の係長がどのくらいの決定権があるのかですが、係長は意思決定できるのですか。管理職は課長職までですね。

### **事務局**

はい、課長職までです。

### **A委員**

意思決定・政策方針決定できる職に女性を登用していかなければならないということですね。

### **会長**

はい、重要な会議の場にたくさん女性が入り込むということです。

### **A委員**

その他の職場の活動とかは次回ですか。

**会長**

はい、男女雇用機会均等法やそういった関係は次回です。

**D委員**

民間企業個々に働きかけるよりもまず民間団体へ働きかける方が先だと思います。  
商工会議所とかもそうですが。

**会長**

農協とかですね。

**D委員**

消費者協会とかもそうですね。

**会長**

消費者協会は女性がほとんどですが、別に男性がいてもおかしくないですね。  
先ほど保育士の話がありましたが、逆にそういうところに男性が入ってもおかしくない  
わけです。

P T A 活動とか学校とか逆に男性が参画していく場というのはたくさんあると思いま  
す。

今日のご意見も男性の育児休業の問題なんかも何人かの委員が指摘されましたがすごく  
重要な問題だと思います。

女性の参画しているところに男性を関わっていくというのは次回の主なところですね。

**A委員**

今までの活動の実績の中で啓発の対象となってくる団体は、町内会や商工会議所とか結  
構限られているのでしょうか。

他はどんなところがあるのでしょうか。

かといってどことは言えないのですが。

**会長**

たくさんあるのではないですか。

**A委員**

じゃどこに語りかけるのが一番有効なのか。

**会長**

直接語りかけるよりも広報活動という形になると思いますが。

**B委員**

女性を登用してもいいことがないとなかなか難しい。

## **D委員**

留辺薬の商工会議所の会頭は女性ですね。

## **会長**

たまたま新聞で見た記事ですが、スウェーデンの例なんです、スウェーデンといえば女性の大臣が半分以上とかよく言われますが、企業の中の女性管理職はスウェーデンもかなり下の方です。なかなか難し事は難しいですが。

ただ、難しいと言って放置してはいけないと思いますので、なんとか男女共同参画の理念に沿ってですね改善していく必要があると思います。

どうですか、大分時間が過ぎてきましたけれども。

先ほど小田副会長が言われました専門部署を是非設置して欲しいと言うことですが、条例23条になります。推進体制の整備ということで、表現としては必要な推進体制を整備するものとするということで、おとなしい表現ですが、なるべく早く専門部署を設置するという趣旨だったんです。

今年の4月に市が新しい体制になって私も期待していたのですが、ちょっとがっかりという気がしています。

これから少しでもそういうふうになってくれればいいのですが。

## **A委員**

合併になるとまた変更になるのですか。

## **事務局**

そうですね、基本的には今の形が原案になると思います。

3町は総合支所という機能をもつということで5課で進んでいくというのが今のところの原案となっています。

今年この男女共同参画担当が今まで企画部にあったのが市民環境部へ4月から組織機構で変わりました。

専門部署を設置するというのは将来的な課題とさせていただきたいと思います。

## **会長**

専門部署ができたとしても担当される方の意識といいですか、これも難しいと思います。

## **事務局**

基本的には男女共同参画の機関というのは全庁的にいろんな事がまたがるということでその担当部署は全部のことをやるのか、窓口がそこになるのかそのところも大きな問題となってきます。

全庁的にいろんな事が絡み合っているという状況がありますので、いざ専門部署を作ったとしても機能しないのでは困りますのでその辺も大きな課題となってくると思います。

## 会長

参考になる意見が結構出たと思います。

次回以降、気がついたことがあればその時のテーマに関わらず発言させていただければありがたいと思います。

今日出された意見を参考にしながらまとめてみたいと思います。

それでは検討テーマについてはこれぐらいにして、その他ですが事務局何かありますか。

## 4. その他

(事務局より次回開催日を発表)

## 会長

それでは第2回審議会を終了したいと思います。